

ご注意ください！

京田辺市廃棄物の減量及び適正処理の促進等に関する条例を一部改正しました。
～資源物等の持ち去り行為に対する規制を強化します！～

1. 改正の経緯と趣旨

市民が分別ルールを守って、ごみの置き場に出した資源物等を無断で持ち去る行為が頻発している状況を受け、これらの行為に対する規制を強化することにより、ごみの減量やリサイクル推進の向上、さらには、住宅地内等での危険運転の防止などの生活環境を保全するため「京田辺市廃棄物の減量及び適正処理の促進等に関する条例」を一部改正しました。

2. 施行日 令和3年7月1日3. 資源物等の持ち去り行為の禁止…条例第18条第1項 ※これまでどおり

市又は市長が指定する者以外の者は、ごみの置き場に排出された家庭系一般廃棄物（資源物等を含む）を収集し、又は運搬してはならない。

4. 今回の主な改正内容(1) 再生資源集団回収における持ち去り禁止規定の追加…条例第18条第2項

市長が認める再生資源集団回収について、資源物の持ち去りを禁止する規定を追加しました。

但し、再生資源集団回収に供する旨を明示したものに限ります。

《再生資源集団回収とは》

市内の区、自治会その他の営利を目的としない団体が、専ら資源化する目的で、再生利用が可能な廃棄物を自主的に回収する活動をいう。

《資源物とは》

家庭から排出された一般廃棄物のうち資源として再生利用することができるものをいう。

例）缶類、びん類、金属類等

(2) 持ち去りを行った者に対する停止命令規定の追加…条例第18条の2

市役所が収集する家庭系一般廃棄物又は市長が認める再生資源集団回収における資源物の持ち去りを行った者に対する停止命令を追加しました。

市長は、条例第18条第1項又は第2項の規定に違反する行為をした者に対して、その行為をしないよう命ずることができる。

(3) 命令に従わなかった者に対する公表規定の追加…条例第18条の3

市役所が行う家庭系一般廃棄物の収集又は市長が認める再生資源集団回収において、上記（2）の停止命令に従わなかった者に対する違反事実の公表に係る規定を追加しました。

(4) 命令に従わなかった者に対する罰則規定の追加…条例第26条

市役所が行う家庭系一般廃棄物の収集又は市長が認める再生資源集団回収において、上記（2）の停止命令に従わなかった者に対する罰則を追加しました。

罰則：20万円以下の罰金

持 ち 去 り 禁 止

これは、（実施団体名）又は同団体から
依頼を受けた者によって回収される資源物です。
上記の者以外が無断で持ち去ることはできません。

持ち去り行為は、京田辺市廃棄物の減量及び適正処理の促進等に関する
条例第18条第2項の規定により禁止されています。

なお、禁止事項に違反し、命令を受けても改善されない場合には、罰則
を適用することがあります。

京田辺市 清掃衛生担当課 連絡先：0774-68-1288

持 ち 去 り 禁 止

これは、（実施団体名）又は同団体から
依頼を受けた者によって回収される資源物です。
上記の者以外が無断で持ち去ることはできません。

持ち去り行為は、京田辺市廃棄物の減量及び適正処理の促進等に関する
条例第18条第2項の規定により禁止されています。

なお、禁止事項に違反し、命令を受けても改善されない場合には、罰則
を適用することがあります。

京田辺市 清掃衛生担当課 連絡先：0774-68-1288

持 ち 去 り 禁 止

これは、（実施団体名）又は同団体から
依頼を受けた者によって回収される資源物です。
上記の者以外が無断で持ち去ることはできません。

持ち去り行為は、京田辺市廃棄物の減量及び適正処理の促進等に関する
条例第18条第2項の規定により禁止されています。

なお、禁止事項に違反し、命令を受けても改善されない場合には、罰則
を適用することがあります。

京田辺市 清掃衛生担当課 連絡先：0774-68-1288